

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年11月14日開催 主要行等]

1. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 11月2日に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大へ向けた施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」が盛り込まれた。
- レビキャリの足元の実績について述べると、大企業人材の登録者数が2,000人を突破し、マッチング件数については、10月は新たに8件成約し、累計43件となり、着実に実績が伸びてきている。
- 金融庁としては、地域金融機関が仲介する、転籍や兼業・副業、出向といった多様な形での大企業人材のマッチングを推進していくので、引き続き協力をお願いしたい。

2. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 10月31日、2023年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービスについて、主要行等では、当該サービスに対応しているところであるが、対応可能なサービスの拡充にも取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、引き続き、「支店によって対応してくれるかどうか異なることがあった」といった意見が金融庁に寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上の徹底が重要である。

- また、6月28日に金融庁で開催した「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の議事録等を8月10日に公表。障がい者団体より、視覚障がい者対応ATMのメンテナンスが不十分、システム開発等の際に障がい者の意見を取り入れてほしいといった意見も寄せられており、こうした対応の徹底も重要である。
- 本アンケート調査結果や意見交換会の議事録等も参考の上、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

3. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 10月27日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

4. 経済安全保障推進法の施行について

- 経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」について、来年春頃の運用開始を予定しており、それに向けて^{※1}、10月4日、特定社会基盤事業者の指定基準に該当すると見込まれる事業者名を公表^{※2}した。

※1 施行期日（10月24日閣議決定、10月27日公布）

11月1日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第1条第3号関係）

※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から6月間の経過措置期間あり

11月17日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う場合の届出に関わる規定（法附則第1条第4号関係）

※2 10月4日公表時点で指定基準を満たしており、指定対象となることが想定される事業者。

- 今後、対象事業者に対して指定の通知を行うとともに、事業者名等の公示を行う予定である。
- また、近日中に、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入や維持管理等の委託を行う場合の届出事項等を定める主務省令の公布や、基幹インフラ制度の円滑な運用開始に資するよう金融分野におけるQ&Aの公表も予定している。
- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始前後に導入等の案件が想定される金融機関においては、早めに相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

5. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

- 2023年11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、
 - ・ 資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
 - ・ 資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・ 新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
 - ・ スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、
 - ・ 金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、などの施策が盛り込まれている。
- 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体

経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしくお願いしたい。

6. PRI（責任投資原則）への署名について

- 9月末から10月初めにかけて、資産運用立国の実現に関連して、海外金融事業者を我が国に招致して情報発信を行う Japan Weeks を開催した。その一環として、PRI への署名機関をはじめとするグローバルな投資家を招待して議論するイベントである「PRI in Person」が開催された。その際、岸田総理から、①責任投資の取組みをけん引する PRI への署名機関が増えることに対する期待が示されるとともに、②政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金(90兆円規模)が新たに PRI の署名に向けた作業を進めることが表明された。
- PRI への署名、及びそれに沿ったサステナブルファイナンスへの取組の重要性については、公的年金だけではなく、各企業年金においても妥当な話である。傘下の年金基金においても、PRI 署名への前向きな検討をお願いしたい。

(以 上)